

歯科技工所開設届出事項変更届

年 月 日

（あて先）前橋市保健所長

住所（法人所在地）

開設者

氏名（法人名・代表者名）



歯科技工士法第21条第1項後段の規定により、下記のとおり歯科技工所開設届出事項の変更を届け出ます。

1. 名称	
2. 開設の場所	
3. 変更事項	
(1) 変更前	
(2) 変更後	
4. 変更理由	
5. 変更年月日	年 月 日
6. 添付書類	(1) 当該変更部分を明らかにした平面図 (歯科技工所の建物構造を変更した場合に限る。) (2) 新たに雇用した歯科技工士の免許証の写し (または原本を提示すること。ただし、業務従事者の異動の場合に限る。)

